

若者雇用対策の総合的かつ体系的な推進を求める意見書の提出について

若者雇用対策の総合的かつ体系的な推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年5月30日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名
自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，京都党市議団，
無所属（議決），無所属（議決）

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

若者雇用対策の総合的かつ体系的な推進を求める意見書

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・過酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人と言われるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況がある。

若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯止めを掛けるためにも極めて重要であり、政府においても、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組まれているところである。

しかし、それぞれの事業の取組が異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではない。

安倍政権における経済対策により、経済の好循環が始まる中、今春卒業した大学生の就職率は94.4パーセントとなり、高校生の就職率も96.6パーセントとバブル期並みの水準となる等好転し、賃金上昇に取り組む企業も出てきている。

よって国におかれては、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築し、この好循環を更に確かなものとするため、下記の対策を講じるよう要望する。

記

- 1 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法の制定を視野に入れ、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。
- 2 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また、企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
- 3 大学生等の採用活動の後ろ倒しに伴い、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化す

ること。

- 4 若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。
- 5 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう安定的財源を確保し、地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。